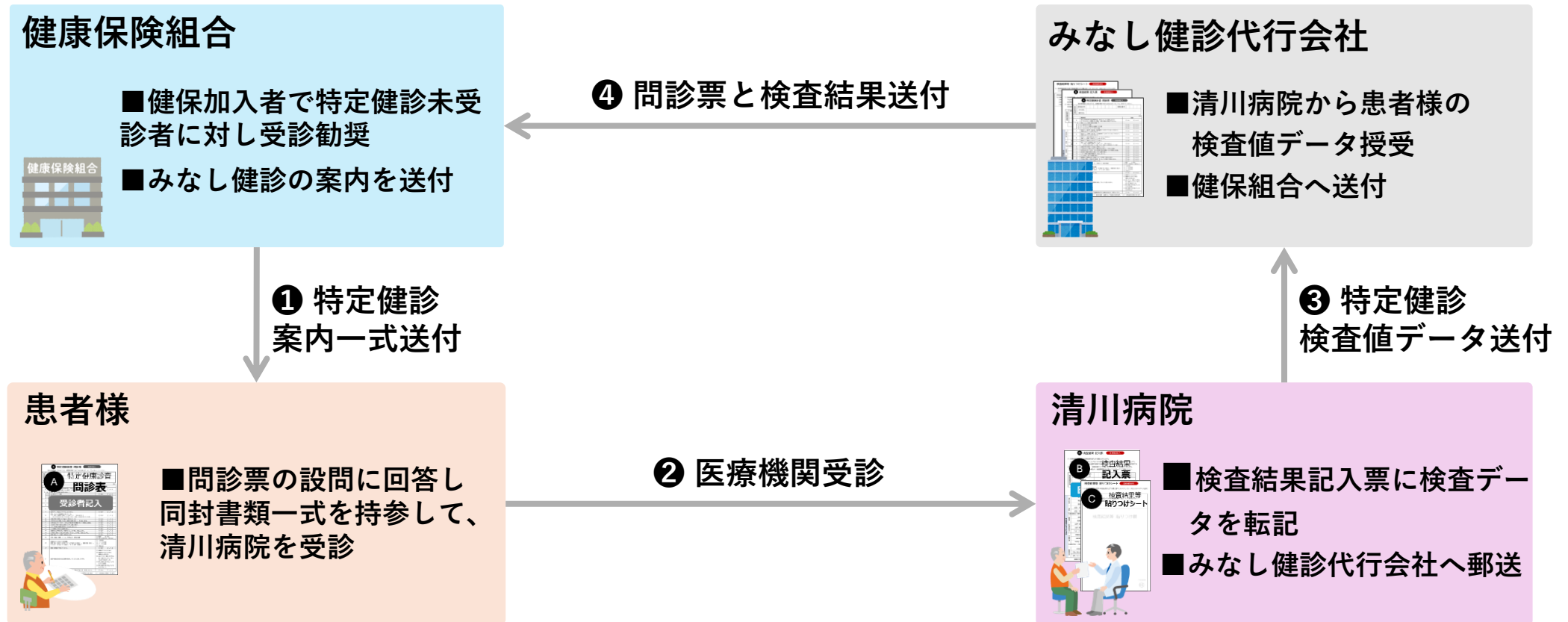


「みなし健診」の流れ



『みなし健診』とは、特定健康診査と同項目の検査を医療機関等で受けられている場合に、その検査結果をご提出いただくことで特定健診を受診したとみなすことができる仕組みです。

※厚生労働省_ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）2023年3月 厚生労働省保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室」
3-2-2 診療における検査データの活用（保険者とかかりつけ医の連携による治療中患者の特定健康診査の推進及び診療情報の提供）